

一般社団法人 全国住宅産業協会

会長 馬場 研治 様

横浜市長 山中 竹春

横浜市の自治会町内会加入促進支援事業に対する協力について（依頼）

日頃から横浜市政に対して、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、防災、防犯、環境美化等の活動を通じて、住みよい地域社会の形成や地域課題の解決に取り組んでいる自治会町内会が行う加入促進活動への支援を積極的に進めております。しかしながら、本市の自治会町内会加入率は逡減傾向にあり、地域からは、「マンション入居者が自治会町内会に加入しない」、「新築マンションが建ったが、自治会町内会を置いていないため、地域全体での防災活動やごみ収集などに支障が生じている」などの声もあがっております。

つきましては、不動産関係者の皆様の御協力を賜りたく、貴協会におかれましても、本市の取組を御理解いただくとともに、加盟各社への周知、協力等のお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

加盟各社への具体的な依頼内容

横浜市では、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例」に基づき届出を受けた開発情報について、市民局及び区役所地域振興課（区連合町内会事務局）で共有しているほか、新たに転入された方へ自治会町内会加入案内リーフレットを配布するなど、自治会町内会への加入を呼びかけています。加盟各社におけるマンション入居者や区役所、近隣の自治会町内会からの相談対応につきまして、以下御協力をお願いいたします。

（１）不動産仲介業各社へのお願い

物件契約の際には、契約者に対して、自治会町内会に関するお問い合わせ先（各区役所地域振興課）を明記した印刷物の配布や口頭での情報提供などの御協力をお願いいたします。各区役所地域振興課の連絡先は、別添資料⑥のとおりです。

（２）不動産建設業・販売業各社へのお願い

新たにマンション等が建設された場合、近隣の自治会町内会に加入するか、自治会町内会を新設するかのいずれかになります。各社におかれましては、販売に伴う契約説明会や入居者説明会の実施前までに、近隣の自治会町内会へ御相談くださいますようお願いいたします。なお、自治会町内会の連絡先や会の概要等必要な情報は、区役所地域振興課から提供いたしますので、御連絡ください。

また、区役所地域振興課では、自治会町内会の新設支援及び近隣自治会町内会への加入の取次を行っております。入居予定者、建築主等から自治会町内会への加入、または新規設立についての相談があった場合には、御案内をお願いいたします。

※この度、マンション住人向け自治会町内会加入促進リーフレット「自治会町内会のススメ」を作成しました。参考に同封いたしますので、ぜひ御活用ください。

<担当>横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾、渡邊

電話 045-671-2317 メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

横浜市における自治会町内会の概要

1 自治会町内会数について（18 区別は別紙資料参照）

横浜市内には、約 2,800 の自治会町内会があり、さらに、地域ごとに複数の自治会町内会で構成する地区連合町内会が 252 団体あります。

また、地区連合町内会長で構成する区連合町内会（区連会）が各行政区ごとに、さらに 18 区の区連合町内会長で構成する横浜市町内会連合会（市連会）があります。区連会の事務局は各区役所地域振興課に、市連会の事務局は市民局地域活動推進課にあります。

2 加入率

自治会町内会への加入率は、全市平均で 66.7%（令和 6 年 4 月 1 日現在、令和 7 年の加入率は今後調査予定）と、逡減傾向にあります。

また、18 区の加入率の状況は別紙のとおりとなっており、行政区によってかなりの差があります。

3 自治会町内会の主な役割

自治会町内会は、町や丁目などの一定の区域に居住する人々が、それぞれの地域に起こる課題を解決したり、住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された任意の住民団体であり、地域に住む人で、会の趣旨に賛同する人なら誰でも加入できます。

自治会町内会の活動としては、地域住民の福祉増進を目的とした活動を行うとともに、新旧住民の交流や親睦を図り、いざという時に助け合える住民同士の「絆」を育んでいます。

また、様々な地域の課題解決に積極的に取り組みながら地域の将来やニーズを考慮した地道な活動を行っています。

安全・安心で快適、住み良いまちづくりが最も重要な課題として挙げられる昨今では、日頃の犯罪に対する目配りや災害など、不測の事態や緊急の課題、清掃美化活動やごみの分別収集にも対応する、最も身近な拠り所として、近隣助け合いや人とのつながりを基盤とする自治会町内会の役割は、ますます重要になっています。

4 主な活動内容

自治会町内会では、たとえば以下のような活動をしています。

- ・町の清掃美化活動 ・ヨコハマ 3 R 夢（ごみの分別と減量）の推進 ・防犯パトロール
- ・防犯灯の維持管理 ・防災訓練 ・敬老お祝い ・子ども会の活動支援
- ・レクリエーション（盆踊り、夏祭り、運動会等）
- ・募金活動（赤十字、赤い羽根、歳末助け合いなど） ・公園の維持管理（清掃、草取りなど）
- ・広報配布や行政情報の回覧 ・まちのルールづくり等

5 行政からの財政支援

自治会町内会が自主的に取り組む上記の活動に対して、加入世帯あたり 900 円（※）を上限とする地域活動推進費（補助金）を申請に基づき交付しています。

※令和 7 年度より、加入世帯あたり 700 円→900 円に 200 円引き上げました。

横浜市町内会連合会ホームページ (<http://yokohama-shirenkai.org/>) も
ご参照ください。

二次元コード→

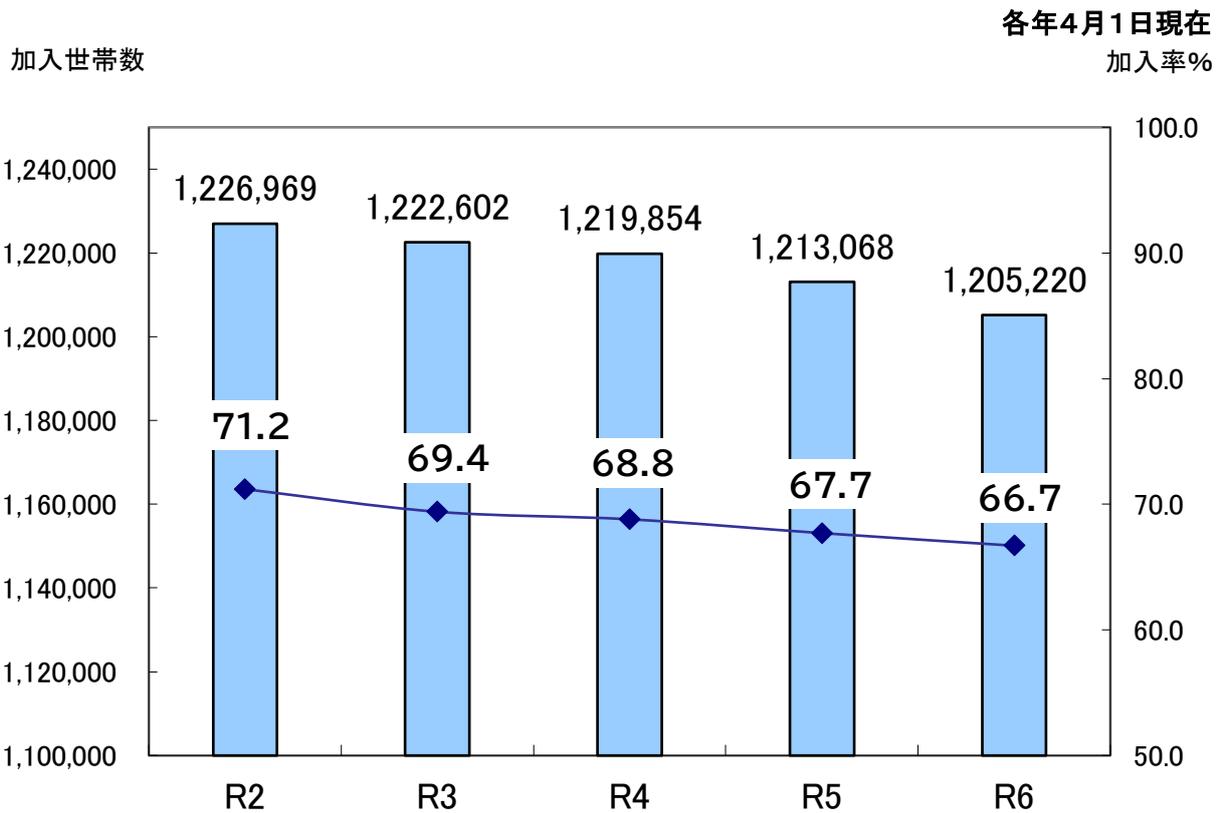


横浜市における自治会町内会等団体数一覧

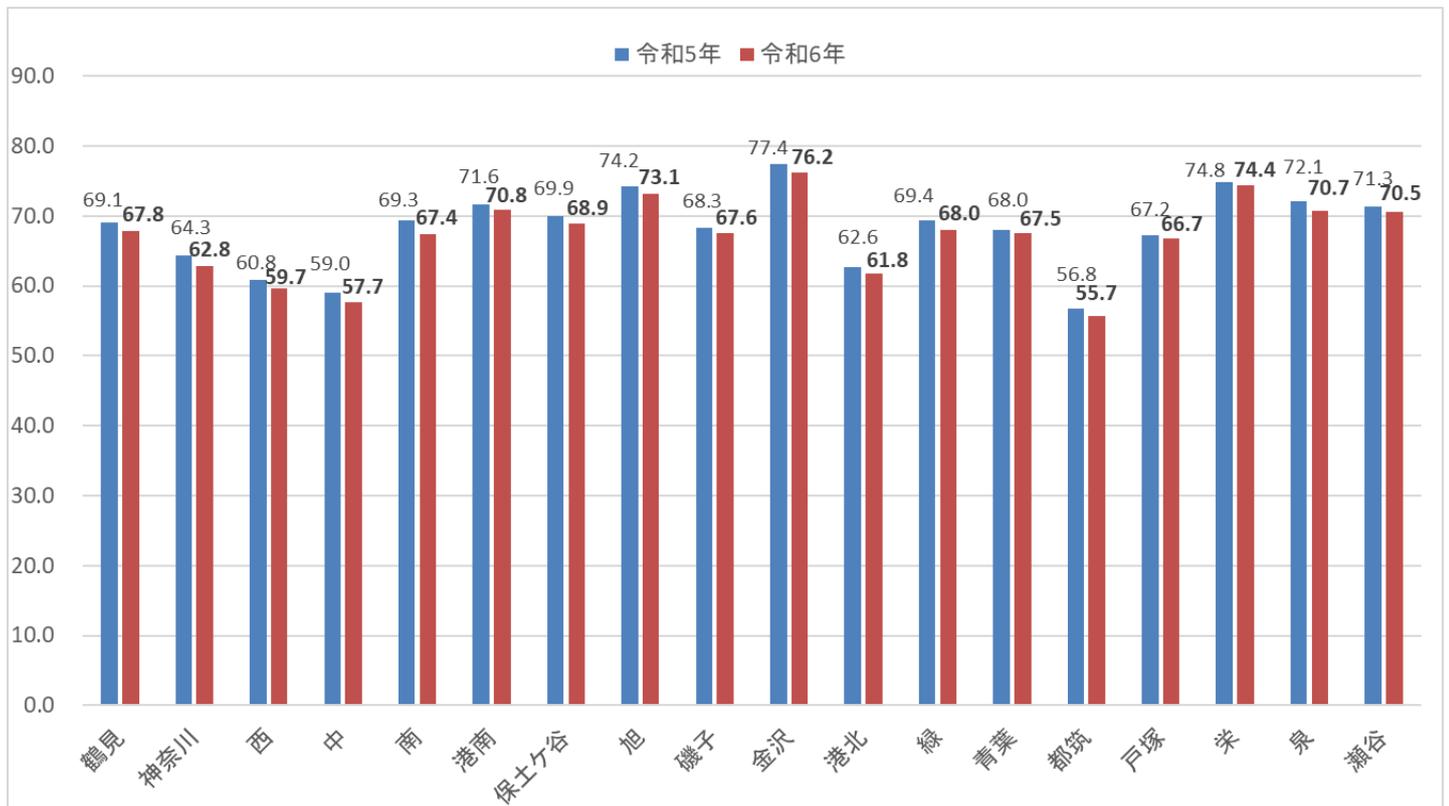
(令和6年4月1日現在)

区名	世帯数 A (世帯)	自治会町内会		
		団体数 B 団体	加入世帯数 C (世帯)	加入率 C/A (%)
鶴見	149,698	126	101,504	67.8%
神奈川	134,855	175	84,692	62.8%
西	59,502	97	35,505	59.7%
中	88,158	129	50,830	57.7%
南	108,762	204	73,288	67.4%
港南	97,588	169	69,056	70.8%
保土ヶ谷	101,327	194	69,800	68.9%
旭	108,682	234	79,426	73.1%
磯子	80,005	164	54,103	67.6%
金沢	90,690	164	69,065	76.2%
港北	182,461	150	112,771	61.8%
緑	81,974	122	55,746	68.0%
青葉	136,108	161	91,854	67.5%
都筑	88,679	123	49,370	55.7%
戸塚	125,632	219	83,823	66.7%
栄	54,536	88	40,575	74.4%
泉	64,470	152	45,607	70.7%
瀬谷	54,217	156	38,205	70.5%
合計	1,807,344	2,827	1,205,220	66.7%

自治会町内会加入世帯及び加入率の推移



18 区別の自治会町内会加入率



横浜市から自治会町内会へ交付している補助金等について

1 補助金

(1) 地域活動推進費補助金

対象経費：防犯、防災、環境美化、レクリエーションなどの活動に伴う経費

交付金額：補助対象経費の3分の1（限度額：加入世帯数×900円）

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金

対象経費：防犯灯の維持管理費（電気料金、電球代など）

交付金額：1灯あたり2,200円

(3) 町の防災組織活動費補助金

対象経費：自主防災活動（防災訓練、防災資機材の購入など）に伴う経費

交付金額：申請世帯数（*）×160円

*「申請世帯」とは、加入世帯及び訓練等参加世帯を意味します

2 広報配布謝金

横浜市及び神奈川県等が発行する広報紙を市内各世帯へ配布する場合の配布謝金

交付金額： 「広報よこはま」 1部あたり9円

「県のたより」 1部あたり8円

「議会だより」 1部あたり4円

3 行政情報のスムーズな入手

横浜市では市政・区政情報を広報紙やホームページにより発信していますが、毎月開催される連合町内会定例会においても市政・区政情報の提供を行っています。

これを連合町内会長が持ち帰って地域の町内会長へ説明・伝達し、各町内会では必要に応じて回覧等を行っているため、迅速かつきめ細やかな情報を得ることが可能となっています。

○横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例

平成23年3月25日

条例第12号

改正 令和4年12月28日条例第38号

横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例をここに公布する。

横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例

我が国には家族や地域社会の絆^{きずな}を何よりも大切にする伝統があり、近隣に居住する市民が互いに助け合い、支え合うことが地域社会の基盤となってきた。

しかし、昨今、人と人とのつながりが希薄になる中で、高齢者の孤独死や児童虐待といった事件・事故が年々増加し、家族や地域社会の絆が崩壊したのではないかと疑わざるを得ないような状況である。

横浜市においても、大都市ならではの課題が山積する中、自治会・町内会の加入率も年々低下している状況にあるなど、市民が自らできることは自ら行うことを基本とし、市民と行政が対等の立場に立って地域課題や社会的な課題に協働して取り組むという本来あるべき姿の実現のためには更なる取組が必要である。

ここに、市民が主体的に行う地域活動を促進することにより、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域活動の促進について市民及び事業者の役割並びに横浜市（以下「市」という。）及び市職員の責務を明らかにするとともに、地域活動の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域活動の促進を図り、もって地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域活動」とは、主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動をいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、地域社会の構成員として、地域活動が地域社会において果たす役割について認識を深めるよう努めるとともに、地域活動に関し、主体的な役割を担うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、地域活動に参加するとともに、市が実施する地域活動の促進を図るための施策に協力し、及びその雇用する労働者が地域活動に円滑に参加することができるようにするため、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動の促進を図るため、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市職員の責務)

第6条 市職員は、自らも地域社会の一員であるという認識のもと、常に市民の目線で考え、行動する姿勢を養うため、積極的に地域活動に参加するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第7条 市は、地域活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 地域活動団体（地域活動を行う団体をいう。以下同じ。）との連携を強化し、及びその活動を支援するため、並びに地域活動団体相互間で必要な連携の確保が図られるようにするための施策を推進すること。
- (2) 地域活動団体が行う当該団体への加入促進活動を支援するための施策を推進すること。
- (3) 地域活動の場の充実を図るため、地域活動のための施設の整備等の施策を推進すること。
- (4) 地域活動が地域社会において果たす役割の重要性にかんがみ、地域活動団体に対し必要な情報の提供に努めること。この場合において、個人情報の提供が行われるときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を尊重しつつ、地域活動の促進に寄与する観点から適切に行われるよう留意するものとする。
- (5) 前各号に掲げる事項を基本とする施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずること。

(令4条例38・一部改正)

(表彰)

第8条 市は、地域活動又は地域活動の促進に関して顕著な成果を収めたものの表彰を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月条例第38号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市 自治会町内会に関する問い合わせ先

市外局番 (045)

各区・局担当課	郵便番号	住 所	電 話	F A X	備 考
鶴見区 地域振興課	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1687	510-1892	
神奈川区 地域振興課	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	411-7086	323-2502	
西区 地域振興課	220-0051	西区中央1-5-10	320-8389	322-5063	自治会町内会の区域などは西区連会HPで検索 (https://rarea.events/features/nishi-kurenkai-yokohama)
中区 地域振興課	231-0021	中区日本大通35	224-8131	224-8215	
南区 地域振興課	232-0024	南区浦舟町2-33	341-1235	341-1240	
港南区 地域振興課	233-0003	港南区港南4-2-10	847-8391	842-8193	
保土ヶ谷区 地域振興課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6302	332-7409	
旭区 地域振興課	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6091	955-3341	
磯子区 地域振興課	235-0016	磯子区磯子3-5-1	750-2391	750-2534	
金沢区 地域振興課	236-0021	金沢区泥亀2-9-1	788-7801	788-1937	
港北区 地域振興課	222-0032	港北区大豆戸町26-1	540-2234	540-2245	
緑区 地域振興課	226-0013	緑区寺山町118	930-2232	930-2242	
青葉区 地域振興課	225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2291	978-2413	
都筑区 地域振興課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2231	948-2239	
戸塚区 地域振興課	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	866-8411	864-1933	
栄区 地域振興課	247-0005	栄区桂町303-19	894-8391	894-3099	
泉区 地域振興課	245-0024	泉区和泉中央北5-1-1	800-2391	800-2507	
瀬谷区 地域振興課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町190	367-5691	367-4423	
市民局地域活動推進課	231-0005	中区本町6-50-10	671-2317	664-0734	

横浜市から自治会町内会への支援

地域活動推進費補助金

公益的活動(環境美化、防災、防犯等)に係る経費について補助を行います。

横浜市 地域活動推進費 検索



地域防犯カメラ設置補助金

道路などの公共空間を撮影する防犯カメラの経費について補助を行います。

※マンションの敷地内など、私有地を撮影する防犯カメラは補助対象外

横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 検索



他にも支援制度がございますので、お問合せください。

鶴見区 地域振興課	045-510-1687	金沢区 地域振興課	045-788-7801
神奈川区 地域振興課	045-411-7086	港北区 地域振興課	045-540-2234
西区 地域振興課	045-320-8389	緑区 地域振興課	045-930-2232
中区 地域振興課	045-224-8131	青葉区 地域振興課	045-978-2291
南区 地域振興課	045-341-1235	都筑区 地域振興課	045-948-2231
港南区 地域振興課	045-847-8391	戸塚区 地域振興課	045-866-8411
保土ヶ谷区 地域振興課	045-334-6302	栄区 地域振興課	045-894-8391
旭区 地域振興課	045-954-6091	泉区 地域振興課	045-800-2391
磯子区 地域振興課	045-750-2391	瀬谷区 地域振興課	045-367-5691

マンションにお住まいの方へ

自治会町内会のススメ

自治会町内会は、住民相互の親睦を図り、
住みやすい地域づくりのため、会員同士が協力していく自主的に組織された団体です。
自治会町内会を通じて、日頃から顔見知りの関係をつくると、
地震などの災害の時には助け合うことができます。

ぜひ、自治会町内会の一員として
安全安心で暮らしやすい生活を送りましょう。



入ってよかった！ 自治会町内会の活動をご紹介します

メリット

災害時の助け合い

イベントや防災訓練を通じてお互いに顔見知りになり、災害が起きた時には助け合うことができます。

メリット

見守り活動

日頃のあいさつや声かけを通じて子どもや高齢者の変化に気づくことができます。

メリット

情報の迅速な共有

住民同士で防犯情報や行政からの重要な情報などを迅速に共有できます。

メリット

地域を犯罪から守る

日頃から顔見知りの関係でいることで、不審者に気がつく場合があるかもしれません。「地域の目」が犯罪の抑止力へとつながります。

メリット

世代を超えた交流

子どもや高齢者等がお祭りやイベントに参加することにより、世代を超えて親睦を深めることができます。

管理組合とマンション内自治会の「違い」について

	マンション管理組合	マンション内自治会
団体について	マンション区分所有者による組合	一定の区域の居住者の地縁に基づいて形成される団体
目的	区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保すること マンションの維持管理を行う	入居者間の親睦を深める、防災活動など、お互いに助け合って生活するための地域的な共同活動を行う
加入義務	区分所有者は必須	任意参加
かかる費用	管理費	自治会費



マンション等集合住宅の自治会は様々な活動をしています

西区

ヨコハマ タワーリングスクエア(YTS)自治会 活動例

【YTS自治会設立当初の変遷】

- 平成17年 マンション竣工・入居開始
自治会設立準備委員会設立(設立まで近隣自治会加入)
- 平成18年 自治会設立 地区連合に加入
- 平成20~22年 世代やライフサイクルに合わせた集まりの設立
(妊婦さんの会、たまごキッズクラブ、子ども会、高齢者ふれあいの会)
- 平成23年~ 会長が横浜市の防災事業に参加
YTSにも防災活動に力を入れる
地区連合とも連携し地域防災拠点にも尽力

恒例年末もちつき大会 管理組合と連携し マンション共有スペースを利用



見守り活動

朝の通学時、
近隣の子どもたちを見守ります

防災訓練

消防署の協力ではしご車を使用
臨場感アップ!



はしごが
12階までしか
届かないことが
判明...



保土ヶ谷区

市営コンフォール明神台自治会 活動例

季節毎に敷地内を装飾

自治会と子ども会が連携し、
製作したクリスマスイルミネーションなど



世代を超えた
交流がさかんです!



自治会町内会にはどうしたら入れるの？

1 入居する各世帯が、近隣の自治会町内会に入る

お住いの地域に自治会町内会があれば、マンションに入居する世帯単位で入居することができます。マンション内だけの交流だけではなく、地域の方々と活動することで、幅広く様々な方々と交流することができます。

また、災害時などいざという時も、すぐに地域の皆様同士で助け合うことができます。お住いの地域の自治会町内会については、区役所地域振興課でご案内します。

2 マンション内の入居者同士で、自治会町内会を新たにつくる

近隣の自治会町内会に入らなくても、マンションにお住いの皆様同士で、新しく自治会町内会を作ること您也可以。

管理組合は主に建物の維持管理に関して会議を開催するなど日々活動されることが多いと思いますが、自治会町内会をつくることで、マンション内でのレクリエーションや活動の機会が増え、よりコミュニティが活性化されます。

また、マンション内の自治会町内会を通して、近隣の自治会町内会ともつながることができるので、広域に活動することができます。



マンションで自治会を新設する場合に行うこと



※上記はおおよその流れを示したものです。お住まいの区役所地域振興課に協議・相談しながら行ってください。